

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年8月26日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから8月26日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けいたします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃって  
から、質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

今日は保安規定の話が定例会で出ましたので、そもそもなんですけど、この話というのが廃炉と賠償をやりきるところから始まっていまして、それが7つの約束という話になってきて。ただ私、東電にも確認しているんですけど、その廃炉と賠償をやりきるといのは、彼らは保安規定の中でもちゃんと生かされているものだと。ちょっとどういう形で生かされているのか、ちょっと私には理解できないのですが。

委員長は、この廃炉と賠償をやりきるといのが保安規定の中における位置づけといのはどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 まず、保安規定と言われているけど、柏崎刈羽の保安規定の話ですよ、当然ながら。

それで、許可のときの議論を振り返ると、あのときに福島第一原子力発電所の廃炉をきちんとやりきるとい議論は、かなり輪郭を明確にして議論をしたと思っています。

一方で、賠償のほうについて、そこでその廃炉と賠償という形になっているけども、賠償について特段の議論を許可の時点で行ったものでもないですし、またそもそも規制当局の役割として、賠償の実施に係る細部について、それはおおよそ安全を預かる規制当局の役割ではないだろうというふうに思います。

そういった意味では、保安規定に記されている記述にしても、賠償の部分に関して言えば、ごく外形的なものになるというふうには捉えています。

○記者 その外形的であるということはよく出る話なので、まあそうなのだろうかと、私も思っていたんですけども、ただお言葉を返すようですが、廃炉については輪郭が明らかとおっしゃっておりますけれども、ただ残念ながらまだその定義と言いますかね、どこまでが廃炉であるのかというところの議論というものは、まだ行われていない。誰も行っていないと思います。

そんな中で廃炉をやりきるといえるのは、どこまでをやりきることかということに、これ当然なってきたと思うのですが、その辺については、どういうふうに我々は理解したらいいのでしょうか。

- 更田委員長 御質問の趣旨はよく分かりますけれども、保安規定は保安規定として、そもそも保安規定が果たさなければならない役割というのがあるので、そこは明確にするべきだろうと思っています。

今回、保安規定の範疇を踏み出したような記述があるかどうかは議論の分かれるところだろうとは思いますが。しかしながら、例えば設置許可に至るまでの一連の議論の中で、柏崎、通常設置許可であるとか、設工認、保安規定というのは、その対象とするサイトに特定して審査をして、許認可の判断していくものですが、これは私が委員時代の発言でもありますけど、あれはあれ、これはこれというわけにはいかない。事故の当事者として、当然福島第一原子力発電所の事故に対する責任をきちんと果たしていくということが、柏崎刈羽の許可を受ける前提であるという議論があったので、それを保安規定の中に記して、著しく保安規定として不具合といいますか、不釣り合いなものにならないように、できるだけその保安規定にその精神を込めたというのが、今回これまでの経緯だというふうに思っています。

それから、どこまでが廃炉かという議論は、これは規制当局だけで、まず定義できるようなものでもないし、また定義を、ちょっとないものねだりになりますけども、になってしまうかなと思うのは、どこまで廃炉か。私たちがまず目指そうとしているのは、放射性物質が安定した状態になるように持っていくというのを、まず第一段階として考えています。しかしながら、一般論として廃炉となったときに、じゃあ放射性物質がまだサイト内にある状態をもって廃炉完了とするのか、それともそうでないのかというのは、大きな分かれ目で議論があるところだろうと思います。

しかしながら、これ、皆さん御理解いただけるだろうと思いますけども、あらゆる放射性物質がどういった形で収まるかというのは、これはその地域だけでも、また規制当局だけでも、あるいはその政策を推進する官庁だけでも解決できない問題であって、今の時点でどこまでが廃炉なのだという議論をすることよりも、むしろ私たちとしてはできるだけ早く、より安定した状態、より安定した状態という曖昧に聞こえるかもしれませんが、私は一つは完全な固体化ではないけれども、液体の状態にいる放射性物質の総量をできるだけ小さくしていくということが一つの目標だと思っていますし、それからスラリーのような状態にあるものも、今たまってしまっているから仕方ないという状態にありますけど、それを滞留している状態から貯留する状態、意図を持った設計した状況の中で、それを蓄えるという状態に持っていくということを、そこへ優先すべきだと思っています、更にその先のフェーズについて議論をするというのは、今の時点で余り有益ではないだろうというふうに思っています。

- 記者 最後にしますが、やっぱりそもそもその保安規定と賠償というのは、確かにもと

もとがそぐわないもので、しかも少なくとも規制当局がそれについてジャッジする立場にはないわけだということだと思っております。

ただ、やっぱりそういうものが含まれているということの中で、じゃあ東電は賠償やりきっているのというところが、ストーンと落ちない国民は圧倒的に多いのですよ。だから、そのところをやっぱりできる限り整合させることが必要だと思っておりますけども、その辺はどうされたら。どうしても、もう終わりなのでしょうけど、どういうふうにお考えですか。

○更田委員長 失礼、ごめんね。入ってなかったね。

ちょっと繰り返しませんけれども、おっしゃっていることの意図なり気持ちはよく分かります。ただ、保安規定にその役割を求めるのは、ちょっと保安規定がいびつなものになってしまうだろうと思っております。そういった意味では、社として、運営する組織としてどう見られているのか。それから、今日は伴委員が「安全文化」という用語に関しても言及もありましたけども、保安規定や、特に保安規定でしょうけども捉えきれないものについて、やはり経営責任者の存念を問うというようなことは、これは別途、これだって限界はあるわけですけども、別途行っていくということになるだろうと。これは意見交換等の機会を使って、直接生の声を聞くという形になるだろうというふうに思います。

○記者 すみません、最後に確認ですけど、今のお話は、意見交換の中で聞くということ、この保安規定の議論が終結した段階で、1回、経営陣を呼び出すということではないですか。

○更田委員長 これは今までも、いわゆるCEO会議、経営層との意見交換の機会をこういったものに使っています。特に東京電力とは、許可に際しても意見交換をしていますので、これはいずれかの段階で意見交換を行っていくことになるだろうと思っております。

ただし、そこで賠償に言及するかどうかというのは、これはもうこちらも各委員それぞれの考えがあるだろうと思っておりますけども、ただ賠償問題に対する規制当局の関わりというのは、これはちょっと本来の役割からすると違うだろうなというふうに思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

タナカさん。後ろの真ん中です。

○記者 青森放送のタナカと申します。

今日、日本原燃の高レベル放射性廃棄物貯蔵センターが正式合格しましたけれども、その受け止めと、今後も海外からの返還の受入れがまた再開すると思っておりますけども、事業者側に求めていきたいことをお願いします。

○更田委員長 そうですね。並行して、日本原燃の施設に関しては、再処理施設それからMOX加工施設等について審査をしているわけですけども、この廃棄物管理施設、これは返還廃棄物を貯蔵する管理するための施設という性格からして、その技術的な難しさと

か困難さがほかのものに比べると、どちらかというとなんか大きなものでなかったというのは事実だと思います。ただ、海外に加工なり、処理を依頼したものをきちんと引き取って、その責任を果たしていくということは、これは国として重要な役割なので、日本原燃に対しては、慎重に、それからきちんと責任を果たしてほしいというふうに思いますし、また六ヶ所地域という観点からすれば、廃棄物管理施設も再処理施設もMOX加工もどれも、要するに一体として受け止められるところもあって、これは当然だろうと思いますので、くれぐれもトラブル等で全体に影響を及ぼすようなことのないように、日本原燃には気を引き締めてもらいたいというふうに思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

はい、じゃあユイさん。

○記者 新潟日報のユイです。よろしくお願ひします

お話が戻ってしまうのですけれども、柏崎刈羽の保安規定について、今日の議論を踏まえての、委員長としての修正案の評価を改めてお聞かせください。

○更田委員長 すごく率直に申し上げると、前回委員会で議論をしたときに方針を委員会で示して、その次の審査会合のときに東京電力から出てきたものが、大分首をかしげたのですね。しっかり受け止められていないのではないかと。その時点では、会見でもちょっと申し上げましたけども、対応が拙いのではないかと正直思いました。そこで大分引き締まったのか、先週の会合で出てきたものは、細部については今日の委員会でも伴委員から指摘がありましたけども、それでもしっかりとよく検討されたものだというふうに私は受け止めました。そういった意味で、先週木曜日ですか。審査会合で示された案については、我々の指摘を受け止めて、その7項目についてはきちんとその対処がなされているというふうに私は受け取りました。

ただ、今日の委員会で御指摘もありましたので、更にとということになるだろうと。そういう経緯です。

○記者 今日の委員会で委員長から伴委員から示された懸念について、明記されていれば良い、クイックに対応できるという発言があったかと思うのですけれども、この発言の意図をちょっと御確認させていただきたいのですが。

○更田委員長 伴委員の指摘は、分かりやすいようできて、なかなか難しいものを指摘ではあるのです。例えば民間企業の意味決定において、透明性がこういった形で、これは保安規定の本来の役割から捉えると、やっぱり安全に関わる重要な判断を経営層が行ったときには、それがきちんとトレースできること。時々刻々、全て透明でということをお求めているのではないというふうに、伴委員も求めているわけではないというふうに私は理解しました。ただし、何か決定が行われたときに、それがトレースできないような状態にならないようにと。

今日、田口管理官も説明の中でフローチャートありましたよね。あのフローチャート

の中で、例えばトレースワークできるような仕組みであるとか、そういったものを加えてくということが、これちょっとあんまり今の時点で先走って、想像を申し上げるのはふさわしくないかもしれないけども、そういった形で伴委員の言われるところの透明性の確保に関して、一段もう一段工夫をとというのが、今日の議論の流れだというふうに私は捉えています。

○記者 先ほどの、今の一つの前の委員長の発言で、7項目の反映ぶりについては、よく反映されているとおっしゃったかと思うのですが、おっしゃるとおり、規制委員のこれまでの指摘どおりの修正案になったという印象を持っています。ただ、一方で委員長、当初特に基本方針の部分については、自ら考えて自らの言葉で書かなければいけないというふうにおっしゃっていたかと思います。この間の東電の事業者としての主体性が、そこに反映されているのか否かについては、どうお考えでしょうか。

○更田委員長 そうですね。これ、東電側に立ってみれば、主体性って非常にアピールがしにくい状況にあるのだらうと思います。結局、主体性、言い換えると独自性とは全く異なるものではあるけども、印象として混同されてしまうところもあって、自らの主体性を積極的に示そうとすると、やはり今の東京電力の立場から言うと、厳しい反応を受けることが多いだらうと。一方で、オウム返しでいくと、主体性がないという指摘を受けるというのが、実際のところだと思っております。

細かい記述に対して難癖をつけるつもりはないので、やはりこちらのした問いかけに対して、きちんとした答えがなされていけば、それはその7項目に関して言えば、今回の東電の示している案を見ても、少なくとも私は満足のいく結果になっているというふうに捉えたいし、その上で伴委員の指摘があったので、もう一回って、繰り返しになりますけど、そういう形になっています。

○記者 長くなって申し訳ありません。最後にしますが、今後の進め方についてなんですけれども、今回の指摘の伝達ですとか、修正案の確認は、これまでどおり公開会合で行われるのかと、あと合わせて最後の議案書の最後の方にありました設工認と保安規定専決処分という進め方の部分、今日、特段議論がなかったと思うのですが、その流れでいくという理解でよろしいでしょうか。

○更田委員長 そうですね。まず一つ目について言うと、審査会合、これ頻繁に開いていますので、そこに議題を追加して東京電力に来てもらえばいいだけのことなので、今日の委員会での指摘は、審査会合で東京電力に伝えることになると思います。これはそんなに先の話じゃなくて、すぐにでもやれることだと思っています。

それから今後の流れですが、これは今日の議論の中で各委員ともに、7項目についてこれ以上指摘はないという形にはならなかったもので、これからの議論だと思っております。そこに書かれている内容というのは、設工認に関しては、部長専決、それから保安規定については長官専決という形になっています。

特に追加の指摘というものが委員会としてないのであれば、そういった手続に沿っていくことになるのだらうと思います。ただ、これは次回、もう一回この今日の議題のやり直しをやったときに、改めて各委員の了解を得るという形になると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

一番後ろ、IWJのワタライさん。

○記者 IWJのワタライです。

柏崎刈羽の審査に入る頃から、委員長は東京電力ホールディングスの社長としての責任と、特に柏崎刈羽と福島第一を切り離すようなことは許されるものではないということも逐次おっしゃっておいりましたけれども、今回保安規定の中での議論だと思えますけれども、一応社長の責任という項目を立てられて、こういう形になったかと思うのですけれども、これは福一のことも含めて、社長の責任について一応の制度的な担保ができたというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 はい。それはおっしゃるとおりだと思います。というのは、例えば社内の分社化というような形がとられたり、これは民間企業の組織編成において、それは民間の主体の裁量の範囲内で行われることですが、福島第一原子力発電所の廃炉作業に関して責任を取る人と、それから柏崎刈羽の施設としての運用に責任を取る人は別人格ですって、それはそんなことが許されるわけはなくて。しかも、例えば要員についても議論がありましたけど、リソースを柏崎刈羽に投入するがために、廃炉にかける人員が足りないとか、人手不足が起きるとか、そんなことはあってはならないので。

やはり私たちとしては、福島第一原子力発電所の廃炉について聞く顔と、柏崎刈羽の運用について聞く顔が別の顔であってはならないと思っていますし、そういった意味で保安規定はその体制について、しっかり書かれているというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

そういう中でも、一般の方から見ると、東京電力全体の経営の中で、やはり柏崎刈羽がこのまま順調にどうか、一応認可を経て再稼働されていくと、やはりその経営の中で、福島第一の位置づけとか、扱いというのが当然変わるであろうという、やっぱり不安とか、疑念とか、そういうことはあろうかと思うのですけれども、そういうことについてはいかがでしょうか。

○更田委員長 それはもう、いわゆる1F検討会であるとか、今私は事故分析の会合に出ていますけれども、そう言った意味で、原子力規制委員会というのは、そもそも東京電力福島第一原子力発電所事故の反省の上にたった組織ですから、福島第一原子力発電所の廃炉作業から目を離すということはありません。そこで大きな不足なり、東京電力に対して疑いを持った場合には、当然東京電力に対して強く訴えていくし、さらにはその手段として、規制上の手段がとられるということだと思っています。

これは、私たちは決して東京電力という主体を捉える上で、福島第一原子力発電所の廃炉という責任を取るということに関しての視点を、決して小さなもの、あるいは弱いものにしてしまうつもりは全くありません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

じゃあ、コツボさん。その後、ツカモトさんで、フジオカさん。

○記者 朝日新聞のコツボです。KKの関係で、私も今の委員長の発言に関連して伺わせてください。

賠償ですが、福島の復興というのは確かに監督する官庁というのが別にあるかとも思うのですが、例えば東電はその約束の中で、廃炉をやりきるといようなことを約束していますが、例えば委員長がかねてからおっしゃっているとおり、廃炉にとって非常に重要な問題である処分場の問題に関しては、経営層から全く動きが見えないというのが現状だと思いますが、これは違反に問えるのでしょうか。

○更田委員長 経営層の動きが全く見えないのは、一定程度想像できるのは、今指摘された問題の解決に向けて動くときに、相手のあることですから、彼らとしてもそれを表で動くということがなかなかしづらいのだろうと思います。これは東京電力の責任だけではなくて、東京電力が提案する相手、議論や、それから交渉しようとする相手にも相手の立場というものがあって、これはなかなか表での議論というものにそぐわない部分があるだろうと思います。

実際問題、その今の東京電力の経営層が処分に向けて努力をしているかどうかで、具体的に把握しているわけでは決してありません。ただし、この問いを東電に投げかけても、答えは返ってくるということは恐らくないだろうと思います。これは、責任があるのは東京電力ではあるけれども、処分となると、通常の活動で出てくる廃棄物の処分ですら非常に大きな問題になっている中で、様々な議論を呼ぶので、これは先ほど申し上げたように、まずそういった放射性物質をより安定な状態に持つていくということに、私たちを注力していますし、それから当然、その先の処分というのは非常に大きな問題であると思っていますけれども、なかなか今の時点でそれを東京電力の努力がどうなのだというのを問うような段階には至っていないというふうに、今の時点では捉えています。

○記者 分かりました。追加でお伺いします。

今の話に関連して、喫緊の問題として、例えば処理水の処分はどうするのだった話ありますね。これ、タナカ委員長のときから再三検討しろ、東電としての考えを示せというところをおっしゃっています。これに対して、東電は示していませんが、これは違反に問えますか。

○更田委員長 これは、違反に問えるかということ、これは違反には問えないのだろうと思

いますけれども。ただ、これははっきり覚えている。コバヤカワさんと会ったときに、大変厳しい表情であった。これは自らの判断で発言をされないのではなくて、やはり発言が彼の立場でできない環境というのがあるのだらうと思います。そこまではさすがに規制当局として介入できないというのは、先ほどの処分の問題と同じように、相手のある話だと、どうしても主体である東京電力としても発言できない。自らの考えを示せないという部分というのは、どうしてもあるのだらうというふうには思っています。

ただ、東電が責任を果たすべきは実施方法が決まったときにきちんとした計画を立てて、実施方策でもって申請するということは、まず最初の責任ですし、またその意思決定のプロセスや、あるいは実施方法や実施に至った段階での情報の公開・透明性をきちんと維持するということは、東京電力の責任であらうというふうには思います。

○記者 分かりました。最後にいたしますけれども、ではそういった意味で規制側、検査でそういうものを確認していく難しさといいますか、その辺り改めて教えていただけますか。

○更田委員長 そうですね。これ、想像になってしまいますけど、私たちは飽くまで科学的、技術的なデータに基づいて、これが制限を守ったものであるかどうかという意味での確認行為になるのだらうけど、その確認行為に対する期待、社会の期待は、場合によっては、もっとずっと大きなものになる可能性がある。ただ、そもそも規制当局の確認行為って、そういうふうには設計されていないので、期待とそれからその検査の果たしていく検査の実施の実際との間のギャップというのは、生まれてしまうかもしれないなというふうには思っています。

私たち、環境モニタリングに関しても活動を持っていますけれども、これも全てそうですけど、なかなか求められる、期待されるものと、それから規制当局としての役割を適正に果たそうとする実施内容との間にギャップが生まれてしまうのではないかなというふうには思っています。

○司会 では、ツカモトさんお願いします。左の一番前です。

○記者 毎日新聞のツカモトです。ちょっと議題は変わってしまうのですが、議題1の土地利用の関係について教えてください。

委員会の議論の中で、委員長の発言で、これは本質的にこれまでの避難解除と変わるものではないという言葉と、それとも居住だっしょうと思えばできるのだというような趣旨の発言もあったかと思えます。それを言ってしまうと、じゃあ、一体今回の新しい枠組み何なののだということにもなりかねないのではないかなと思うのですが、この辺のちょっとお考えをもう一度御説明いただけますか。

○更田委員長 率直に言うと、まさしく私もそう思ったのです。あの防護策の内容を見て、これって、これまでの解除と何も変わらないではないかと。あそこに書かれている内容を追っていきますよね。年間20ミリを下回ることが確実なような地域でやりますと。そ



れから個人線量にもきっちり気を付けていきます。ですから、拠点の場合は、例えば学校や病院等とのインフラも整備というのはありましたけど、放射線防護だけの観点から見たら、今日の内容は、これまでの解除と特段変わるところがないのですよ。であるから、ああいうふうに聞いたわけだけれども。

そういった意味で、20ミリを下回るところが確実なところであって、リスクコミュニケーションに注意をして、そして個人線量をきちんと把握して、個人線量と行動との間を、行動パターンとの関係をきちんと把握するように努めますと。だったらこれ、これまでの解除と何か変わりますか。だから、であるからこそ、これまでの解除と変わらないのであったら、これは仮想的な話ではあるけれど、居住をされたところで、著しい問題が生じるわけではないのですかという意味での問いかけです。

○記者 やっぱり、今回のこの関係が注目されているものというのは、これまで除染を大前提にしていたものが、除染もせずに一定の条件が満たされれば、居住を前提としない形で避難解除ができるというところに注目が集まっていると思います。更に言えば、それに対して飯舘村ではなく双葉町など、他の町村からは、このまま除染をしないで解除するということがあってはならない、ちゃんと除染をして帰還して住めるようにしてほしいというような声も出ていると。その点について、何ていうのですかね、その前提自体がちょっと疑問を感じるということになるのですかね、委員長は。

○更田委員長 その点については、前回の委員会で明確にお答えをしているつもりでいます。前回の委員会並びに会見でも申し上げましたけれども、除染は解除の要件ではないというのは規制委員会の立場として明確にお話をしている。というのは伴委員も言われたように、手段が目的化してしまっているという言い方を伴委員はされたし、私も手段にすぎないので、私たちが見るのは、その手段がとられたかどうかではなくて、状態なのですよね。例えば、除染されたけど、20ミリを上回っている状態で、除染しましたから解除しますって、それは話が違うでしょう。ポイントは、年間の積算が明確に20ミリを下回るようにという状態が問題なのであって、除染がされたかどうかというのは、解除の要件ではないと。これは前回も申し上げたとおりですし、今回もその立場は何ら変わるものではありません。

○記者 分かりました。もう一点だけ聞かせてください。

これまでの避難解除された自治体の線量というのは、見ていくと、よくその除染の効果の比較のところ、半減をしたというふうなことが出てきて、年間積算で言うと6とか7が3とか4とかになるとか、そういう数字が出てきますので、それと比較すると、相対的に見ての話ですけど、やっぱり20という数字が、何か高い印象をどうしても私は受けるのですけど、この点についてどう考えますか。

○更田委員長 まず、今、解除の要件ではないと申し上げたけども、解除後には当然その最適化のプロセスがある。できるだけ下げましょうという努力はする。生活支援チームも決して否定してないと思いますけれども、当然その線量を下げるときの努力というの

は、必要に応じてなされていく。線量を下げる線量低減措置の一つとして除染があるだろうから、それから今日、伴委員も指摘をされていましたが、空間線量のより緻密といますか、しっかりしたマップをちゃんと作っていきましょうと。そういった努力の中で、更に言えば、除染は線量の高いところほど有効ですから、そこで除染をすることが、あるいは行動パターンとの関係もあるでしょうけれども、優先順位に従って、線量低減措置を行っていくと。線量低減措置というと何かあれですけども、普通に技術的に考えたら線量低減措置は、線源を下げるか、ないしは遮へいを置くかという、どちらかの手段ですけども。ですから線量低減措置をとっていくというのは、これは最適化の中で適宜判断されていくものだというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 続けてフジオカさん、まずお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

話題がちょっと戻ってしまって恐縮なのですが、日本原燃の高レベル廃棄物の貯蔵管理センターの審査合格にちょっと関するのですが、地元との協定で、将来的には保管してある高レベルの廃棄物をどこかに運び出すといますか、今は一時的な貯蔵だということになっているのですが、直近では北海道寿都町が文献調査に応じるという、検討していると表明するような動きがある中で、委員長としては、今回、審査合格の節目でもあるというふうに捉えて、今回の現状を率直にどのように見ていらっしゃいますか。

○更田委員長 現状を率直にというのは、意図がちょっとあれですけども、一定の期間しっかり貯蔵するというのが役割の施設ですし、その上でトラブルのないように、なかなかちょっとトラブルは考えにくいといえれば考えにくいのですが、搬入なりのおきにきちんと管理をして、それから自然災害等に対してもしっかり備えてということだろうと思います。

○記者 ちょっと意図としてというよりか、ただ、今後の地層処分に向けて、例えば規制としてどのように形づくっていけばいいかというような、もし委員長、御展望のようなものを持っていらっしゃったらお聞かせください。

○更田委員長 これは地層処分に関して、特に高レベル廃棄物の第一種、一種埋ですね、いわゆる。高レベル廃棄物の処分に関して言えば、私たちの役割は、まず基準の策定へ向けて、しっかり作業することだと思っています。

現在、L1と呼んでますが、中深度処分、これは高レベルではなくて第二種の埋設処分に関する廃棄物のカテゴリーですけども、ただ、技術的には、L1というのはいわゆる第一種埋設の地層処分と技術的な親和性というのはかなり高いものであるもので、まずL1の基準をきっちり作ることに努めて、そして、しかる後に、高レベルの基準に関しても、L1と同様に整えていくということだろうと思いますが、ただ、L1の議論でもあった

ように、サイトがない条件で基準を作るというのは、独特のというか、特有の難しさはありますので、それらの状況をよく踏まえた上で、私たちとしては先行的に基準の整備に努めていくということが、私たちの役割だろうと思います。

○記者 あえてお尋ねするとしたら、例えば、どれぐらいのスケジュール感で、この話題を見ればいいのかというところで言いますと、どのようにお考えですか。

○更田委員長 話題と申しますか、規制側の動きでということですか。規制側の動きというのと、私たち、まずとにかくL1に注力している段階ですので、そういった意味で、あんまり予想が申し上げられる段階にはないけれども、一方で、ただらだと長く議論がされている、あるいは議論されているのか、されていないのか、よく分からないのに潜ってしまうということのないようには努めたいと思います。ただ、何年とか、いつ頃というのはちょっと、お答えするのは時期尚早だと思います。

○司会 ほかに。じゃあアラキさん。その後、フクオカさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

まず、先ほどの議題1の関連でちょっとお伺いしたいのですけれども、そもそも論として、避難基準のほうの20ミリシーベルトについてのお考えについて、質問があるのですけれども。平時での敷地境界の年間被ばく線量というのが1ミリシーベルトというふうに基準があって、一方で避難基準ですと20ミリシーベルトという二つの数値が存在していて、どちらも安全と危険の境界を示すような基準ではなくて、放射線防護の施策上の数値ということは、しっかり理解すれば分かるのですけれども、どうしても一般の人にとっては、二つの基準があることで、帰還などをめぐって混乱が生じてしまっている一因なのかなとも思うのですけれども、この二つの基準があるということによって、一般市民の方への考え方の影響というので、どういうことがあるのかというのをちょっと委員長のお考えでもしあれば教えてください。

○更田委員長 事故後の議論に関して、事故直後の議論や対応に関して、後から振り返って、指摘をしたりするというのは、なかなか難しいことだろうとは思いますが、国際的に標準的な議論にのっとなって言えば、一般の通常時において、民間の方の年間の被ばくに関して、1年間で1ミリシーベルト未満にしましょうと。それから現存被ばく状況という状況があって、1~20と。これはICRPですよ。その1~20までの間で、どこで参照レベルと申しますか、線を引くかというのは、例えば、状況に応じて当事国が判断するのだと。

結局これはどういう判断かというのと、例えば線量が5ミリになっているから、じゃあそこに住まないようにしようと、あるいは避難していただくようにしようと、そこで失われるものとはかりにかけます。でも、なかなか低線量の被ばくに関しては議論が収まっているわけではないので、非常に難しい議論になるのであろうと思いますけど、日本の場合は、例えば除染の目標であるとか、そういったものを、いきなり1ミリに持ってい

ってしまう。ICRPが進めているというか、彼らの考え方に従って言うとする、まず目標を10にしましょう、次に5にしましょう、段階的に目標値を下げていって、そして最終的に、通常時に回復できるように努力をします。そして、あるレベルのときに、失われる生活上の損失と、それからその線量、そこに居住することなどによって被ばくするもののリスクとはかりにかけましょう。ですので、そういった意味では、失われるものと、それから得られるものとの間の比較の話ではあるけど、どちらも完全に数値化されているわけではないので、この比較衡量というのは簡単ではない。だから議論を難しくしているところはあるだろうと思います。

今回のケースでも、資料で最初に書かれている年間の積算線量は20ミリ以下であることが確実であるようにと書かれているのは、これは一種の条件として、当然の一丁目一番地の話であって、それは当然の話ではあるけれども、今日の中にも書かれているように、その上で、今度は実態に合わせて最適化していくプロセスというのが、これから始まるのだろうというふうに捉えています。

○記者 最終的には1ミリシーベルトというところを目指していくかとは思いますが、どうしてもダブルスタンダードになってしまうのではないかと見えてしまうのですが、そこはリスクと、そこで経済活動ないし生活を行うというベネフィットといえますか、そこの兼ね合いで仕方がないというか、それをやっていく上での二つの基準があるという理解でよろしいですか。

○更田委員長 決してダブルスタンダードではないと。ダブルスタンダードという言葉を使うには当たらないと思っています。ただ、通常時であれば1ミリという値があって、ただ、事故なり要因があって、現存被ばく状況が生まれた中では、その中で比較衡量するためのレベルを決めていって、段階的に目標をより下げていく。で、おっしゃるように、最終的には通常時に復帰するのが目的ですので、そのときのレベルというのが1ミリということになります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

あともう一つ、先ほどのヨシノさんとのやり取りの中で、1Fのサイトの最終的な姿はまだ、その議論をするよりも先に優先すべきことがあるだろうというところの件でお伺いしたいのですが、先般、日本原子力学会の廃炉委員会とかですと、エンドステートをまず明確にして、そこを、どのようなエンドステートによるかによって結構、廃棄物の量が変わるのではないかと。だから同時に、今ある当然目の前の不安定な要素というのを安定化させていくということも必要だと思うのですが、計画的に最終的なものというのをどうするのかによって、廃棄物の量がどうしても変わってしまうのであれば、並行してその議論は進めていかなければならないのかなとも思うのですが、そのあたりについては、委員長はそうではないというお考えなのでしょうか。

○更田委員長 こうすべきという議論はできるし、いかにも学会らしい報告だと思います。ただ、実施者は相手がいるわけであって、例えば事故によって、さいなまれた地域の人

に対して、双葉、大熊に対して、これだけの放射性物質を残していいですかという議論を今やるのが現実的とは、とても思えない。全ての核種に対して、告示濃度制限を下回る処理済み水の処分、これだけ大きな議論になっているわけです。やっぱり段階的に廃炉というのは、一つ一つ難しい問題を解決していくことが重要だけでも、エンドステートを先に定義しろ、それをおっしゃることは、ごもっともかもしれないけど、そのエンドステートを実際に定義しようとする実施者は、全てのステークホルダーとの合意の下に、そのエンドステートが生まれてくるわけです。デブリどころか、普通の健全な使用済燃料すら、あのサイトから出ていかない状況にあるわけです。その中で、エンドステートの議論を先にやれ、理屈としては結構なことで、美しいですし、ですから学会らしいと申し上げたのです。その議論をやるためには、全てのステークホルダーは無視されるべきではないし、何よりも地元は発言する権利があるわけであって、それは、ですから感想を申し上げますと、学会らしい報告だと私は思います。

○記者 おっしゃっていることも、すごいよく分かるのですけれども、ただ結局、地元の方たちも、今の政府ですとか、廃炉のロードマップですと、30～40年後に廃炉を完了しますと。ただ、その姿というのがどうなのかというのが結局明確にされていなくて、でも多くの地元の人たちは、あそこが更地になるのだろうというふうに結構考えていらっしゃる人というのは多いと思うのですけれども。そこはどのような姿になるのかというのは、しっかりと示してあげることも大事なのではないかと思います。

○更田委員長 これはアラキさん、お分かりになっていると思いますけども、更地になるということは、あそこにある放射性物質をどこかが引き受けるわけです。ですから、その議論を今の時点で、どこが。現状との間の飛躍が非常に大きいですよね。多くの方は30年後、40年後、あそこが更地にと、それはそう主張して、希望されていると思います。それは被害を受けた方々として当然の主張であると思います。

一方で、デブリであるとか、デブリまで言うともっと極端だけど、今の使用済燃料一つにしても、どこが引き受けていくのかという議論があって、それぞれに大変に難しい議論です。工事車両一つ出ていけない現状、外に工事車両がガソリンを入れに行けない状況というのがずっと続いていて、あそこで汚染しているものは本当にサイトから今出ていかない状況です。ですから一步一步議論して、一步一步解決していくしか道はないですよ。

今の時点で、何年後に更地で、放射性物質は全てどこかへ、こういった議論に意味があるとは思えない。ですから、あんまりなファンタジーみたいな議論をすることよりも、規制当局はやっぱり科学的技術的観点から、一步一步目的に向かって進んでいるかどうかということをきっちり確認していくのが私たちの役割であって、繰り返しになりますけれども、今できない議論ができていないということは、そういった議論に余り意味があると思いません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、フクオカさん。一番後ろです。

○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。

今日の議題と関係なくて恐縮なのですが、コロナウイルスのPCR検査について、委員長が受けられて、陰性だったので、皆様ホッとされているかと思うのですが、2点お伺いしたくて、まず1点目は、熱が1日で下がったのに、PCR検査をすんなり受けられていたので、大分検査の体制が拡充されてるのかなと思ったのですが、その経緯を教えてくださいたいのと。

あとは今、誰がいつ感染してもおかしくない状況になりつつあると思うのですが、また今後、委員の中で感染あるいは感染疑いのある方が出た場合に、定例会の開催の仕方について、症状がなくて元気だったら遠隔で参加するのか、それとも今回のように参加しないのか、その辺の体制の検討というのは進んでいるのでしょうか。

○更田委員長 まず一つ目のお尋ねについてお答えをしますけれども、まず、急に欠席をしてしまって、多くの方に御迷惑をかけたと思っています。これはおわびしないといけないと思いますが。

経緯を申し上げますと、前日の火曜日に帰宅するところまで元気で、ただちょっと何かくたびれたような気がするからということで休んだのです。熱を測って、そのときは微熱があるねという感じで休んだのですが。私は元が実験屋なので、計測とデータを記録するのは大好きなものですから、それから2時間おきに体温を測って、記録をしていたのですが、そうすると午前2時の時点で、38℃ちょっとというのがあったのです。これはと思って、ふだんあんまり発熱するたちでもないのに、思ったので、これは翌朝、起きたときにはもう熱は、ほぼほぼ下がっていたのですが、やっぱりこれも記録した以上はということで、幹部に相談をしたら、それはもう念のため出てこないでくださいということで、欠席をさせてもらって、それから、ほぼほぼ正常な状態にもう水曜日の昼にはなっていたのですが、やはりこれは欠席してしまった以上、やっぱり検査もと思って、居住する区の相談センターですか、に電話をして経緯をお伝えして、電話に出られた方も、検査は要らないかもしれないですねというようなことではあったのですが、ただ、短い期間であっても38℃を超えたし、それから仕事のこともあるので、検査を受けられませんかと言ったところ、今は比較的空きがあるので検査しましょうかということで御連絡を頂いて、翌日検査を受けて、更にその検査の翌々日に、陰性の結果を頂いたというのが経緯です。

それから、二つ目のお尋ねですけれども、確かに今回のケースで言えば、例えばリモートだったら参加はできたかもしれないのですが、ただ、委員会となると、あるいは審査会合等でもそうなのですが、きちんと開催ができるかということだけではなくて、外部からの介入、外乱が入らないかどうかということには注意を払わなければならないので、今の時点では技術的に、そういった体制の整備ができていません。

また、週に1回の委員会ということの性質を考えると、やはりインパーソンでやれない場合、要するに登庁してこられない状態では、欠席をするという形にならざるを得ないだろうというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○記者 他に御質問ございますでしょうか。ではハセガワさんお願いします。真ん中です。

○記者 NHKのハセガワです。

議題1に関してなのですけれども、先ほど最適化のプロセスというふうな話があって、その20~1を目指す過程で、今回、解除されれば全てが終わりではなく、個人線量に任せるだけでなく、遮へいであったりとか、そういった措置も必要だというふうなことなのでしょうか。

○更田委員長 それは正にケースバイケースで、正に状況に応じたものだと思うのですよ。例えば、これから土地利用に向かって、拠点にお住まいの方であるとか、一時的に立ち入られる方々の個人線量をトレースして行って、どこかに、例えば線量の高いところ、非常にローカルな線量の高いところが見つかったとしたらば、線量低減のために、遮へいはあんまり現実的ではないでしょうね。むしろ除染なのだろうと思いますけども、そういった手段を取るというのは、個別に判断していかれることだと思います。

○記者 またそうした措置が必要だと、規制として関わっていくということはあるのでしょうか。

○更田委員長 それはちょっと、よほどのことを考えない限り、規制の役割というのは、そこで余りないだろうと思いますけれども、ただ、私も原災本部の会議のメンバーでありますし、それから生活支援チームやそれから除染を担当している環境省との間のコミュニケーションというのは、しっかり図っていく必要があるだろうと思いますけど、いわゆる規制という形での介入というのは、ちょっと考えにくいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問。では隣、マツヌマさん、お願いします。

○記者 赤旗のマツヌマです。

先ほどの年間20ミリの問題で、本来、段階的に下げていくというのもあると思うのですが、いまだに9年過ぎ、10年近くになろう、事故からですね、大分たっている中で、20ミリの目安がそのままになっているということに関して、そろそろ下げていく議論はないのだろうかということで、その点について委員長はどう考えですか。つまり事故直後であれば、20ミリあるときにもし帰還して、住んだとしても、数年すればぐんぐん下がっていくわけですね。今137がほとんどになってしまっている中で、下がりが大分減っているわけですね。極端な話、20ミリ近いところに戻って、居住を始めれば、5年で100という単純計算になるわけですが、それはさすがに、ちょっと意味合いが、

事故直後と今では違ってきているのではないかと。その点について、どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 おっしゃるとおりだと思いますよ。例えば20ミリで、年間5年で100というのは、ちょっと乱暴な足し算ではあるのですが、ただ、いわゆる参照レベルというものの運用がうまくできなかった部分があるのではないかと私は思っています。例えば除染の目標にしても、いきなり1ミリとおいてしまったことが、果たして正しかったのかどうかということは、これからきちんと検証がなされるべきだと。私たちの役割ではないだろうかもしれないけど、検証がなされてしかるべきだというふうに思っています。

一方で、今マツヌマさんのお尋ねにあった20がどうか。これは空間線量に関して言ったら、広域的に、例えば平均19.9のところをいいというものでは決してないだろうとっていて、当然これから土地利用や、そこへ入っていかれる人の個人線量をトレースしていくわけですが、そのときの基準として20ミリを持ち寄っているわけでは決してないので、これまで解除されているところとの比較に応じてもそうです。

ですから、そういった意味では、確かに言われるように、目標値といいますか、参照レベルを定義して、それが段階に下げていくというようなことができればと思いますけど、残念ながら、なかなかそれはできていないようには思っています。

それからもう一つ、ちょっと余計な話をさせてもらうと、これは言い過ぎかもしれないのですが、ICRPの1~20にしても、なぜ20なのだということに、すごくストレートの答えは返ってこないのですよ。やっぱり、えいやって決めているのです。えいやで決めているのだったら、1、20、100という感じになっているのですが、従事者の線量等を考えると。でも普通にえいやで決めるときは、1、10、100ではないですか。対数目盛りでいったら桁で変わっていくという形なのだけど、そこが20になっている。こういった議論は、やはり低線量被ばくの影響に関して、確定的な結論というものが与えられてるわけではないので、どこかできちんと、どこかで決めが必要になって、その中で出てきた数値ではあるので、20だから、20以下だからいいのだと、必ずしもそういう問題ではなくて、20以下だったらいいいのだというのだったら、今日の防護対策の議論みたいな、あんな議論しているわけではなくて、正当化はそこでなされるけども、最適化に向けて、より線量を下げていきたいと思いますよということのために、またその策の一つとして解除があるのだらうと思いますので、解除後も線量を下げたための努力はなされていくというふうに、私は理解をしています。

○記者 先ほど、残念ながらうまくできてないというふうにおっしゃっていたのですが、この辺、なぜという。

○更田委員長 結局、1を求めるとい声非常に強かったというのが、その理由だと思います。

○記者 なかなか、その辺を細かく議論、詰めていけなかったということなのですか。



○更田委員長　これは1を求める声も当然なのだと思うのです、お気持ちとしては。当然ふるさと、自分たちの居住していたところを元の状態、通常の状態に戻してくれという声が強かったのは、これはこれで当然のことだと思いますけれども、ただ、技術的な観点から言うと、現実論から言うと、10なら10という目標を置いて、次に5なら5という目標を置いて、段階的に下げていくということが、より技術的には合理的な方策に結びついたのだと思っていますけれども、これは非常に難しい問題ですね。

○司会　その他、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—